

平成19年度第1回LPガス設備設置基準等分科会 議事概要

・日 時：平成19年5月24日（木） 14：00～17：00

・場 所：高圧ガス保安協会 第3会議室（7階）

・出席者（敬称略、順不同）

主 査：渡辺

委 員：榎本、戸塚、吉田、井出、秋山

KHK：丸山、北出、飯沼、市川、吉瀬

・配付資料

資料1 平成18年度第3回LPガス設備設置基準等分科会議事概要（案）

資料2 「LPガス設備設置基準及び取扱要領（KHKS 0738）性能規定化対応（案）」の今後の対応について（案）

資料3 LPガス設備設置基準及び取扱要領（KHKS 0738）性能規定化対応（案）

・議事概要

1．事務局挨拶

分科会開催にあたり、事務局である高圧ガス保安協会液化石油ガス部より挨拶があった。

2．定足数の報告

事務局から、本日の委員の出席人数が6名であることを報告し、技術基準策定手順書第12条第5号に定める定足数を満足していることを報告した。

3．前回議事録（案）の確認について

委員への事前配布により確認依頼をしていた「資料1 平成18年度第1回LPガス設備設置基準等分科会議事概要（案）」について採決を行ったところ、LPガス設備設置基準等分科会委員（8名）の過半数の賛成（出席委員6名全員の賛成）により可決された。

4．「LPガス設備設置基準及び取扱要領（KHKS 0738）性能規定化対応（案）」の今後の対応について

事務局より、資料2に基づき「LPガス設備設置基準及び取扱要領（KHKS 0738）性能規定化対応（案）」の今後の対応について説明があり、主に以下の意見交換等があった。

資料2.3(1)に示す省令等の内容変更とは具体的にはどのようなものをいうか？

資料2.3(1)に示す、例示基準から削除された内容とは、例えば省令を満たす方法として例示基準により3つの方法が示されていたものが2つになる等のことをいい、また資料2.3(1)に示す例示基準に係わる技術的内容の修正とは、例え

ば認められる障壁の厚さに変更が生じるなど、技術的検討を要するものをいう。
性能規定化対応案に変更が生じた場合は、修正の手順は、事務局に一任又は主査と相談など、その内容によりそれぞれ異なるが、その都度、委員には対応方法も含めて連絡することとする。

以上の意見交換等があった後、資料2「L P ガス設備設置基準及び取扱要領(KHKS 0738)性能規定化対応(案)」の今後の対応について(案)の採決を実施したところ、L P ガス設備設置基準等分科会委員(8名)の過半数の賛成(出席委員6名全員の賛成)により可決された。

5. L P ガス設備設置基準及び取扱要領(KHKS 0738)性能規定化対応(案)について

事務局より、資料3に基づき「L P ガス設備設置基準及び取扱要領(KHKS 0738)性能規定化対応(案)」について説明があり、主に以下の意見交換等があった。

バルク貯槽の頂部を地盤面から30cm以上下に設置するのは、火災対応のためではなかったのか？

火災対応のためでもあり、また地盤面上からの荷重の影響を避けるためでもある。
資料3. P 25 に示す調整器とは一次調整器のことか？

その通りである。

「調整器をプロテクター内部又は直近の位置に取り付けることが困難な場合の措置」として、資料3. P 25 に記載の方法以外に、今後認められるものがあれば追加していくことを考えている。

以上の意見交換等があった後、資料3「L P ガス設備設置基準及び取扱要領(KHKS 0738)性能規定化対応(案)」の採決を実施したところ、L P ガス設備設置基準等分科会委員(8名)の過半数の賛成(出席委員6名全員の賛成)により可決された。

以上